

■補助対象外の経費（例）及び補助対象経費（例）

※下記の対象経費（例）に記載のないもの、交付申請時の実施計画に記載のないもの、対象経費となるかわからないものは、**事前に必ず子どものしあわせ課に確認**してください。

※補助対象経費であっても、事業との関連性が低いもの、過度に高額なもの、必要性が認められないものは対象外となる場合があります。

※光熱水費、通信費、賃借料等を按分する場合は、合理的な算出根拠を保存してください。

補助対象外の経費（例）

※子ども食堂、配食・宅食において、食事の提供・配布に直接関係のない経費は補助対象外になります。

※新たな子ども食堂の立上げ・支援機能の拡充では、イニシャルコストのみが補助対象となり、ランニングコスト（需用費・使用料・賃借料・役務費）は補助対象外となります。

- ×団体の運営に要する経費
- ×スタッフ等の人件費・飲食費
- ×高級な食材、物品（値引きされていても不可）
- ×スタッフの交通費
- ×おもちゃ
- ×本 ×花 ×食玩
- ×お酒（調理酒は可）
- ×イベントへの出店料
- ×サンタクロースやハロウィーンなどイベント用の衣装、景品、会場の装飾
- ×バーベキュー・キャンプ等の体験活動経費
- ×果物狩りなどの体験にかかる経費
- ×お祭りやゲームなどイベント開催にかかる経費
- ×寄付金 ×謝礼
- ×団体運営又は装飾を目的とした家具やインテリア
- ×団体が所有する物の賃借料（団体の構成員の私物を賃借する場合は可）
- ×システム構築費
- ×有料広告
- ×食材以外の配布品
- ×購入時に付与されたポイント
- ×団体運営を主目的としたパソコン、プリンター
- ×団体管理用機器
- ×次年度の開催のための経費（保険の加入などやむを得ないものを除く ※要事前相談）

補助対象の経費（例）

※子ども食堂の開催、配食・宅食、新たな子ども食堂の立上げ・拡充に必要不可欠なものに限ります。

【需用費・消耗品費】

- ・食材費（少量のお菓子や飲料も対象に含む）
- ・光熱水費
- ・消耗品費（調理器具、収納用品、食器類、事務用品、ゴミ袋、乾電池等）
- ・スタッフ用の名札、エプロン、Ｔシャツ
- ・食堂開催や食品提供の案内用チラシ等の印刷物やのぼり
- ・食材運搬や食品提供に係る車両の燃料費
- ・感染症対策の衛生用品（アルコール消毒液、アクリル板等）
- ・食中毒対策の経費（クーラーボックス等）

【使用料及び賃借料】

- ・会場の賃料 ・食材や備品保管のためのレンタルスペース使用料
- ・車両の賃借料
- ・子ども食堂の食材等保管用の倉庫の使用料

【役務費】

- ・保険料（振込手数料も対象に含む）
- ・通信費 ×スタッフ間の連絡のための電話料金やインターネット通信費を除く
- ・手数料（振込手数料等）
- ・輸送費（郵便料金・宅配便料金・食品の送料・その他送料等）
- ・配食・宅食、運搬に係る交通費（スタッフの交通費は対象外）
- ・食料運搬のための駐車場料金
- ・子ども食堂の予約専用サイトの運営費（団体サイトは不可）
- ・予約受付のための電話料金

【委託費・備品購入費】 新たな子ども食堂の立上げ・支援機能の拡充に係る以下の経費

- ・キッチンや空調設備等の設置委託費
- ・冷蔵庫やデリバリーカート、子ども食堂用のいすや机等の購入費

※需用費、使用料及び賃借料、役務費に計上される経費は補助対象外となります。

※イニシャルコストが対象です。ランニングコストは子ども食堂開催分に計上してください。

事前に確認が必要なもの

- ・電化製品 ・家具 ・工事費 ・高額な調理機器 ・冷蔵庫等の大型備品 ・車両関係費
- ・備品か消耗品か判断が難しいもの

※その他上記に記載のないものや不明点は必ず事前に確認してください。